

財団法人都市農山漁村交流活性化機構 役員報酬規程

(総則)

第1条 財団法人都市農山漁村交流活性化機構の常勤の理事の報酬の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬額)

第2条 常勤理事の報酬の額は、理事会の議決を経て定める。

2 前項の額は、毎年4月1日から翌年3月末日までの総額とする。

(報酬の支給)

第3条 常勤理事の報酬の支給の方法は及び支給額については、前条第1項の額の範囲内で、理事長が定める。

(新たに常勤理事になった者等の報酬)

第4条 第2条第2項の期間の途中において、新たに常勤理事になったとき、又は常勤理事を退任若しくは定款第19条の規定に基づき解任されたときは、原則として、日割り計算を基準として、理事長が定める。

(その他の施行細則)

第5条 この規程に定めがない事項については、理事長が定める

附 則

この規程は、平成14年3月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。